

## 日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化(新たな措置)(3/19 配信)

○3月21日(土)0時(日本時間)より、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、日本入国の際の「水際対策強化に係る新たな措置」が発動されます。

○入国後は検疫所長の指定する場所(自宅等)で14日間待機する必要があります。

○空港からの移動も公共交通機関(電車・バス・タクシー)を使用することは出来ませんので、事前に移手段(自家用車・レンタカー等)の準備をお願いします。

1 今般、「水際対策強化に係る新たな措置」が決定され、3月21日(土)0時(日本時間)から発動されることになりました。本件措置のうち、特に、日本入国の際の「検疫の強化」について、厚生労働省は以下を呼びかけています。詳細は以下のリンクより確認をお願いします。

指定の流行地域(エストニア含む)から来航する航空機等で入国する方すべての方について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所(自宅など)で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。このため、飛行機に乗る前に、以下について、確認をお願いします。

(1)前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。

(2)入国前にご自身で入国後14日間の滞在先(特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設)を確保していること。

(3)空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外)を確保していること。

については、帰国の際は空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できませんので、移手段(自家用車、レンタカーなど)の確保を事前に行っていただく必要がありますので、ご留意願います。

官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000061171.pdf>

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

外務省 海外安全ホームページ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C038.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C038.html)

エストニア大使館 領事班